

## 海外療養費

海外渡航中に医療機関等で診療を受けた場合は、日本国内で認められた保険診療の範囲内で、日本の保険医療機関等で同様の疾病等について療養の給付等を受けた場合を標準として療養費が支給されます。

※治療目的で渡航した場合は対象外です

### ○必要書類

- |  |
|--|
| <p>①療養費支給申請書（別掲）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・申請者は組合員（第一種組合員・特別組合員・第二種組合員）</li><li>・月ごと、医療機関ごとに必要</li></ul> <p>②診療の内容が分かる医師の診療内容明細書および日本語の翻訳文<sup>※</sup></p> <p>③領収明細書および日本語の翻訳文<sup>※</sup></p> <p>④旅券（パスポート）等、海外に渡航した事実が確認できる書類の写し</p> <p>⑤調査に関する同意書（別掲）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・療養を受けた本人のもの</li><li>・申請1件につき（申請書ごと）1枚必要</li></ul> |
|--|

※日本語の翻訳文の添付がない場合は、当組合より全国国民健康保険組合協会に翻訳を依頼しますのでご承知おきください